

保険料の計算

国民健康保険料は、医療分保険料、後期高齢者支援金分保険料、介護分保険料で構成され、それぞれは、前年中の所得に応じた「所得割」、被保険者の人数に応じた「均等割」、全世帯にご負担いただく「平等割」の合計で計算します。

国民健康保険料 ・被保険者の中に40～64歳の方を含む世帯・・・①+②+③の合計額
・被保険者の中に40～64歳の方を含まない世帯・・・①+②の合計額

①医療分保険料…全ての世帯にご負担いただきます。

②後期高齢者支援金分保険料…全ての世帯にご負担いただきます。

③介護分保険料…被保険者の中に40歳～64歳の方（介護第2号被保険者）を含む世帯にのみご負担いただきます。

（注）令和7年度の賦課限度額は、医療分が65万円、後期高齢者支援金分が24万円、介護分が17万円です。

年度途中で40歳になる方は、40歳到達日（誕生日の前日）の属する月より介護分保険料のご負担が必要になり、翌月以降（ただし、40歳到達日の属する月が4月の場合は、6月以降）の納期で按分して翌月から請求することになります。

また、年度途中で65歳になる方は、65歳到達日（誕生日の前日）の属する月の前月まで介護分保険料のご負担が必要になり、翌年3月までの納期で按分して保険料を請求しています。

督促手数料及び延滞金並びに滞納処分

納期限までに完納されないため、督促状が発された場合には、督促状1通につき70円の督促手数料が徴収されます。また、納期限までに完納されない場合には、延滞金が徴収されます。

延滞金は、納期限の翌日から納付（入）の日までの期間の日数に応じ、保険料の未納額に年14.6%（納期限の翌日から3箇月を経過する日までの期間については、年7.3%）の割合（令和3年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1%の割合を加算した割合（以下「延滞金特例基準割合」という。）が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6%の割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合とし、年7.3%の割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1%の割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合には、年7.3%の割合）とします。）を乗じて計算した金額の延滞金が徴収されます。（閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。）

なお、督促状発付の日から起算して10日を経過した日までに完納されないときは滞納処分を受けることになります。

◎不服申立て及び取消訴訟

この処分に不服がある場合は、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、大阪府国民健康保険審査会に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。また、前記の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、門真市を被告として（市長が被告の代表者となります。）この処分の取消しを求める訴えを提起することができます。ただし、①審査請求があつた日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき、②この処分、この処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分又は裁決の翌日から1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

〈お問い合わせ先〉

〒571-8585 門真市中町1番1号

門真市役所 健康保険課

電話番号：06-6902-1231（大代表）

072-885-1231（代表）

06-6902-5697（直通）